

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人治敬会

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人治敬会定款（以下「定款」という。）に定める役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

### (費用弁償)

第3条 役員及び評議員には、費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

### (兼務する役員)

第4条 役員が施設の施設長及び法人の事務長に就任している場合は、法人の職員給与規程の定めによる。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は平成25年3月22日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から一部改正し施行する。